

## 感染症の予防及びまん延防止のための指針

株式会社シェアリングエイド

### 本指針の目的

この指針は、当法人の運営する事業所において、感染症の予防及びまん延を防止することを目的とし、次のとおり定める。

#### 1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

利用者及び従業者等の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に感染症のまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、利用者及び従業者等の安全を確保するために必要な対策を実施する。

#### 2. 感染症予防及びまん延防止のための体制

##### (1) 感染症対策委員会の設置

当法人では、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の運営責任者、委員長は代表取締役とする。

##### (2) 委員会の構成と開催

委員会の構成員は委員長及び各事業所の管理者、その他委員長が必要と認めた者とする。委員会の開催にあたっては、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、法人が開催する他の会議体と一体的に開催できるものとする。委員会は概ね6ヵ月に1回以上の定期開催に加え、地域や事業所での感染症発生状況に応じ、臨時での開催を行うものとし、検討結果を従業者に対して周知徹底する。

##### (3) 委員会での協議内容

- ①事業所内感染対策の立案
- ②指針・マニュアル等の整備・更新
- ③利用者及び従業者の健康状態の把握
- ④利用者の感染症等の既往の把握
- ⑤感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑥研修・教育計画の策定及び実施
- ⑦感染症対策実施状況の把握及び評価

#### (4) 従業者に対する研修の実施

委員会は従業者に対し、感染症対策の基礎知識の普及や啓発を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的ケアの遂行を目的とした研修及び訓練を次のとおり実施する。

##### ①新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

##### ②定期的研修

感染症対策に関する定期的な研修を年1回以上行う。

##### ③訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

#### (5) 平常時の対応

①事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気、掃除を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

②職員の標準的な感染予防対策として、日々の健康管理の啓発と毎日の体調確認及び体調不良時の報告体制を整備する。

③感染症の発生に備え、個人防護具の整備を行い、適切な使用方法の周知、確認を行う。

④利用者の異常の兆候を早期発見できるように、利用者の平常時の状態の把握に努め、異常を発見したら、すぐに家族、医療関係者に報告する体制を整備する。

#### (6) 感染症・食中毒発生時の対応

①感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

a) 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、かかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める。

b) 受診の結果、感染症等と判断された場合は、サービス提供した職員の健康状態を把握する。

c) 事業所内に、当該感染症の症状と似た職員が複数いる場合は、保健所やかかりつけ医に相談する。

d) 事業所がサービス提供している他の利用者の健康状態も把握する。

②職員は感染症等が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

a) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意を払う。

b) 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に個人防護具を着用する。また、訪問後は手洗い、手指消毒を確実にを行う。

c) 利用者の主治医や看護師の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて居宅等の消毒を行う。

d) 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡し、サービス利用の調整を行う。

- ③感染症等が発生した場合には、利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告し、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況説明を行う。

#### (7) その他

- ①法人は一定の場合を除く利用予定者が感染症や既往があっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。
- ②指針及び感染症対策に関するマニュアル等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- ③本指針は、利用者等が閲覧できる場所に保管し、利用者等からの閲覧の求めに速やかに応じる。また、利用者等がいつでも自由に閲覧できるよう、ホームページ上に公表する。

#### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。